

健康 安心 みんなの国保

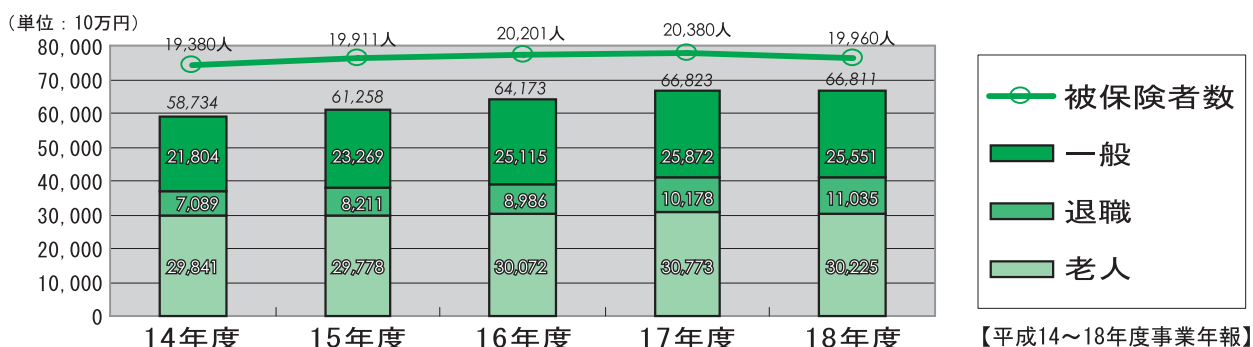
Vol.1

下野市の国民健康保険（国保）被保険者数は19,960人で、市の人口59,698人に対し33.43%を示し、世帯数は9,279世帯と市の44.9%の世帯で加入していることとなります。（平成19年8月1日現在）

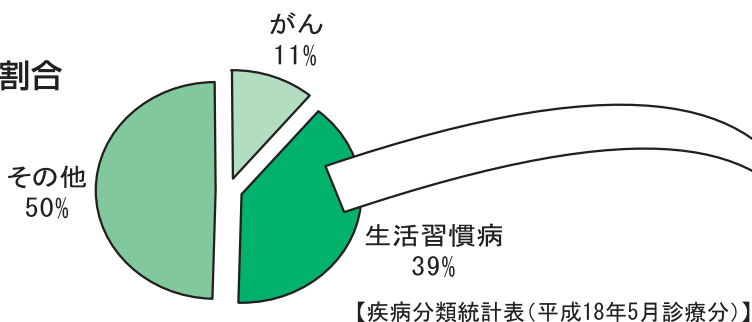
国民健康保険では、加入者の受診された医療費のデータの分析をしています。今回は第1回目として、過去5年間の医療費の推移と生活習慣病が占める医療費の状況をお伝えし、来年4月から開始される特定健診・保健指導に向けてご理解をいただきたいと思ひます。

過去5年間にひいては、被保険者の推移と比例して医療費は伸び、特に退職者と老人に伸びが見られます。

被保険者と医療費の推移

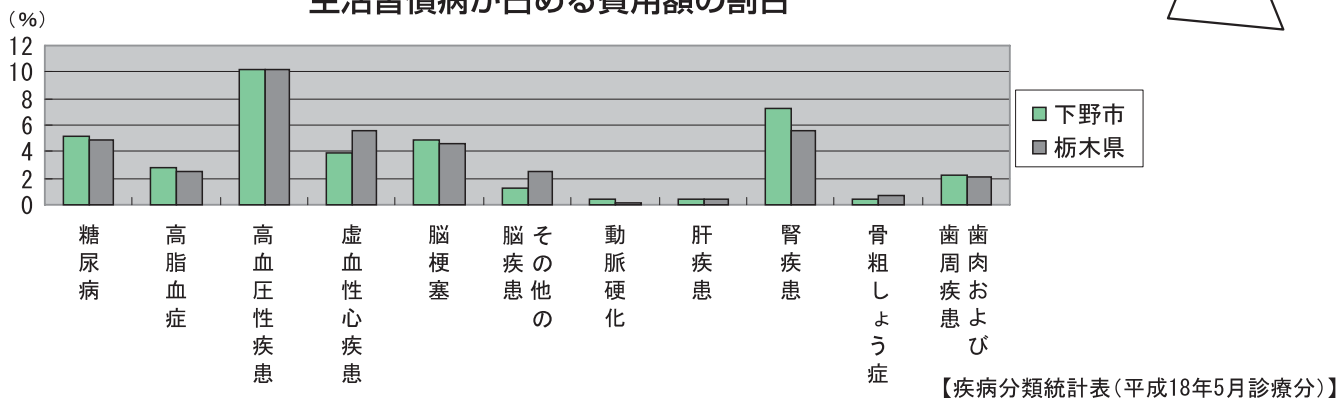


生活習慣病が占める費用額の割合



県と比較して、糖尿病、高脂血症、脳梗塞及び腎疾患の占める割合が高くなっています。

生活習慣病が占める費用額の割合



★メタボリックシンドロームとは、過剰に蓄積された内臓脂肪が、体に対していろいろ悪さをして、生活習慣病にかかりやすくなった状態のことをいひます。来月号は、メタボリックシンドロームとは何か？を医療費の分析をもとにお伝えしひます。

国民健康保険から社会保険に加入された方へ 国民健康保険を抜ける手続きはお済みですか？

国民健康保険から社会保険に保険証が変更になった場合は、国民健康保険を抜ける手続きが必要です。「会社がやってくれるのでは？」と思われる方もいるかもしれませんが、国民健康保険を抜ける手続きは会社では行ないません（会社で行なうのは、社会保険への加入手続き及び国民年金から厚生年金等への切り替えのみです）。

社会保険に加入したにもかかわらず、国民健康保険を抜ける手続きをしないと、誤って国民健康保険証を使用したり、国民健康保険税がいつまでも課税されたままになりますので、必ず手続きをしましょう。

国民健康保険を抜けるために必要な書類

- ・新しく交付された社会保険証（カードの場合は社会保険にかわった方全員分）
- ・いままで使用していた国民健康保険証 ・印鑑（朱肉を使うもの）

手続きをするところ

- ・国分寺・石橋・南河内各庁舎の市民課窓口

ご本人でなくともご家族の方であれば手続きすることができます。また郵送でも手続きをすることができますので、保険年金課までご連絡ください。

社会保険に加入したが、すぐに抜けてしまった場合は・・・

いまお持ちの国民健康保険証をそのまま使用することはできません。必ず国民健康保険を抜ける手続きと、再び国民健康保険に加入する手続きが必要です。必要書類は下記のとおりです。

- ・社会保険を抜けた証明書（退職証明書や社会保険資格喪失証明書、離職票）
- ・いまお持ちの国民健康保険証 ・印鑑（朱肉を使うもの）

なお、国民健康保険税は社会保険に加入した月までさかのぼって再計算し、足りない場合は差額の納付書を、また、納めすぎの場合は還付通知書を後日送付します。

国民健康保険被保険者証は届きましたか？

9月下旬ごろ、新しい国民健康保険被保険者証を送付しました。

新しい国民健康保険被保険者証は今までとは違い、ひとり一枚ずつのカードになっています（国民健康保険被保険者資格証明書を除く）。まだ届いていない場合は、保険年金課までご連絡をお願いします。

高齢受給者証及び老人医療受給者証は今までどおりです。

問い合わせ先

保険年金課 国保グループ ☎40-5558

平成20年4月から『後期高齢者医療制度』が始まります！

現在、75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）は、国民健康保険や社会保険に加入しながら、老人保健制度で医療機関にかかっています。しかし、平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるとなります。制度の主な内容は、次のとおりです。

| | 老人保健法による医療制度 (平成20年3月31日まで) | 後期高齢者医療制度 (平成20年4月1日から) |
|---------|---------------------------------|--|
| 運営主体 | 市町 | 県内の全市町が加入する栃木県後期高齢者医療広域連合 |
| 対象者 | 75歳以上の全ての方 (65歳以上で一定の障害のある方) | 左記に同じ |
| 医療保険 | 国保、社保等の健康保険に加入 | 国保、社保等の健康保険から離脱し、後期高齢者医療制度の対象者になります |
| 保険料 | 加入する医療保険に保険料を支払います | 後期高齢者医療広域連合に保険料を支払います。 (ただし、保険料の徴収業務は市町の担当課が行います) |
| 患者の窓口負担 | 1割負担（現役並所得者は3割負担） | 左記に同じ |

すべての被保険者に保険料を納めていただくこととなります。

これまでとは異なり、扶養者、被扶養者と区別せず、1人ひとりが保険料を納めるようになります。

保険料率は、原則として県内で統一されます。

同一県内でしたら、どの市町にお住まいでも、原則として同じ保険料率になる予定です。その保険料率に関しては、現在、栃木県後期高齢者医療広域連合において検討中です。

保険料の納付について

保険料は介護保険と同様に年金から天引きされますので（年間の年金受給額が18万円以上の方）今までのように金融機関窓口で保険料を納めに行く必要がなくなります。ただし、年金から天引きできない方などは、直接納付書で納めていただくこととなります。

問い合わせ先

保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558